

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>インターネットを利用した公表の義務付けについては異論はありません。一方で、技能実習制度においては、実習生が母国で多額の手数料を負担している実態が問題視されています。本制度の目的である「技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力すること」を達成していくためにも、受入企業が手数料を負担する制度を導入していくことが急がれていると考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
2	<p>「監理団体の業務の運営に関する規程」のインターネット上での公表義務付けについて基本的に賛成いたします。しかしながら、取扱職種や送出国については監理団体一覧表において従前より公表されていた情報につき、本改正で新たに公表されるのは実質的に監理費のみであろうと考えられます。将来的な課題として、毎年の事業報告書を通じて外国人技能実習機構に報告されている、在籍技能実習生数、常勤職員数、通訳可能な職員数、所在不明者数、途中帰国者数、技能検定合格率、監理責任者の氏名などについても公表すべき（公表可能な）情報であると考えています。</p> <p>ご検討をお願いいたします。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
3	<p>「インターネットを利用した公表を義務付ける等の措置」とありますが、「等」には具体的にどのような措置を想定されているのか、ご教示願います。</p>	<p>改正省令の施行後は、インターネットを利用した公表が原則となりますが、監理団体の事業の規模が著しく小さい場合その他インターネットにより公表することが困難であると認められる相当の理由がある場合にあっては、引き続き、事業所内の一般の閲覧に便利な場所に当該規程を掲示することを可能とすることを想定しています。</p>
4	<p>技能実習においては、該当職種の取り扱いがある、監理団体の規模等の理由から、県外や遠方の監理団体を利用する実習実施者も多く、実施者にとってインターネットによる業務運営規程の確認等、監理団体情報の閲覧を可能とすることは各事業者に合った監理団体選びを実現する上で必要なことであると考えます。また、生きた運用となるよう改正の際の周知広報についても力を入れていただきたい。</p>	<p>改正省令の公布・施行に当たっては、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表するとともに、外国人技能実習機構にメールアドレスを登録いただいている監理団体に対しては、別途メール送信すること等を通じて周知の徹底に努めてまいります。</p>
5	<p>傘下の実習実施者の技能実習生に対する不当・不法行為を未然に防ぎ、当該行為が発生した場合、監理団体は中立かつ迅速な対応を求められるが、監理事業遂行能力・体制が不十分な監理団体に対しては許可取消などの行政処分も散見されている。いわゆる広範地区を傘下組合員として監理する大型監理団体による事例もあり、このような場合、被害影響する技能実習生数も多大となる。</p> <p>こうした状況において、事業者等の関係者が監理事業所に赴くことなしに監理団体の業務の運営規程の内容理解の機会を得られることは合理的で評価できる。</p> <p>ただし、当該規程内容の趣旨理解が本質的には得られておらず、形骸化されている懸念がある。</p> <p>外国人技能実習機構HPで公表活用されている「監理団体の業務の運営に関する規程例」については内容の見直しが必要であり、当該規程における誓約の厳守を監理団体及び実習実施者に対しどのように担保させていくのかの検討が必要と考える。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>